

たとえ訴えられても動じない石原ひろのりがお教えます！

個人損害賠償責任リスクと保険

hiro.ishihara@aegisrm.com 310/793-1309 Ext. 237



個人の損害賠償責任リスクと保険を考える

高級コンドだけでなく、一般アパートでさえ契約上の義務“Requirement”の一つとしてレンター保険（ホームオーナーズ保険）の設定を強制する事例が大変増えています。入居するテナント側から観た場合には「強制であれば仕方ない」とレンター保険をお求めになられる方も多いと思います。しかし、そもそもアパート管理者・所有者側が、なぜこのレンターズ保険を強制するのでしょうか？それは、アメリカが他国に類を見ない特殊な法的風土を持った訴訟大国という背景にあります。日本国内ではさほど問題とならないような事が、このアメリカでは個人の法律上の責任として問われる事があるのです。

日々の生活の中に潜むリスクとは？

私たちは必ず誰かしらと日々、接触して生活しています。アパートを借りる、人を家に招く、学校に行く、仕事に行く、遊びに行く・・・などなど、なんら変わりのない生活の中には、実は無限に“リスク”が潜んでいます。以下に実際に報告のあった賠償責任を問われた危険例を列挙致します。

- 1) ゴルフに行った時に、打ったボールが前のパーティの人に当たって怪我をさせてしまった。
- 2) 子供の友達 A が遊びに来て、家の階段に登る際、無造作に置いてあった雑誌で滑らせ転倒、足を折る。後日、A の両親の弁護士から医療費と慰謝料の要求の手紙が届いた。
- 3) 飼い犬が隣人を噛みつき他人を怪我をさせた。
- 4) 子供が学校帰りに遊んでいて偶然に接触した事により他の子供に怪我をさせた。
- 5) 借りていたアパートから過失により全焼、失火責任を問われる。

過失により他人に与えた身体傷害に対して法律上の賠償責任を問われれば、アメリカでは個人の手持現金資産ではとても支払うことができないほどの巨額な賠償金を請求される恐れがあります。裁判で争って、たとえ勝訴したとしても多額の弁護士費用が掛かるのは言うまでもなく、何れにせよ、莫大な経済的損害をもたらす可能性があります。

保険という解決方法

ではこのような事故が起こりえる状況に置いて、私たちはどのように回避する方法があるのでしょうか？もちろん個人それぞれの考え方、資産額、知識によってリスクの対処・回避の仕方は異なりますが、一般的な解決方法として、すこし冒頭で触れたレンターあるいはホームオーナーズ保険があります。

ホームオーナーズ保険とは家・家財保険を補償するだけの保険と思われ勝ちですが、実はホームオーナーズ保険の補償内容の中には個人総合賠償責任保険（Comprehensive Personal Liability）と呼ばれる極めて重要な補償が自動的に組み込まれています。この保険は第三者に与えた身体的傷害及び、物的損害について契約者が負う法律上の賠償責任を補償する保険です。また、賠償事故に対する訴訟から契約者を防衛し、法務費用も契約者負担とはなりません。

個人総合賠償責任保険とは個人の生活上の訴訟のリスクに対する保険であり、この保険の最大のポイントは個人の資産保護を目的とします。

補償額を考える

さて、個人の資産を守るにはどのくらいの補償額を設定すればいいのでしょうか？ 一般的に資産が多ければ求められる賠償額がより高額になる確率も当然高くなるわけで、個人の資産総額が保険の補償額と比例します。ここでお勧めする補償金額は“最低限の補償額をつける必要がある”というスタート地点から考えます。私の考える“最低限の補償金額”とは**保険会社がオファーする最高額の補償にしてやっと最低限の補償である状態**だと言えます。その点で最低 1 事故\$30 万ドルから\$50 万ドルの補償額を持つ事を強くお勧めいたします。

個人を護る事は企業も護る！

企業側は個人保険については社内で特に強制する事もなく、自己責任として基本的に自由に補償額を選ばせる傾向にあるようです。そのため初めてアメリカに駐在員として赴任された方々や学生の皆さんは安さだけを求め、そうした保険会社から何も知らずに低い補償額で保険を付けてしまう・・・という事をよく聞きます。

これはレンター・ホームオーナー保険だけでなく、自動車保険にも言えることですが、いざ賠償責任を問われた場合、十分に補償されないというケースが見受けられます。個人からお金が取れないとなれば、アメリカに駐在員として派遣した企業側にも責任があるとして個人だけでなく企業自体が訴訟の対象にもなりえるのがアメリカ流です。

個人も企業側も赴任者の米国滞在にはこのようなリスクがある事を認識する必要があります。各個人が十分な補償を持っていることが、すなわち企業を守る事に繋がります。個人保険だからといって各個人に任せるのではなく、企業が一括して個人保険を管理する事が企業を守る上で重要なポイントになるわけです。

注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般にご紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に関係する記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL myhoken@aegisrm.com

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928